

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

北海道開発局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を次のとおり指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川沙流川水系沙流川の河川区域内で別図に示す区域

(2) 指定年月日

平成24年 4月 1日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

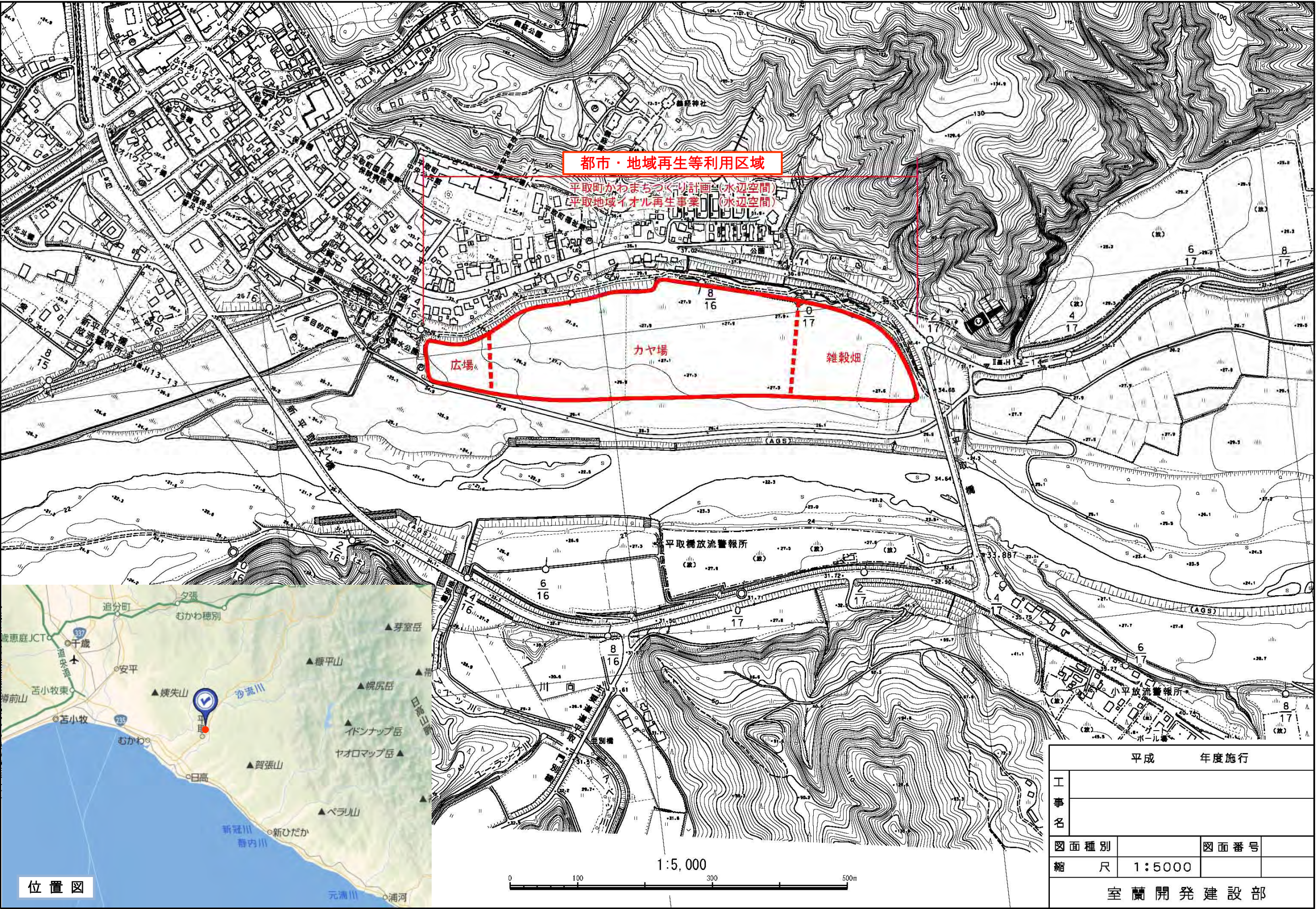
『水辺空間』及びこれと一体をなすと認められる施設（準則第二十二第3項第十一号「その他都市及び地域の再生等のために利用する施設」）

(2) 許可方針

占有の許可を受けることができる施設は、平取地域イオル再生事業をはじめとするアイヌ文化の保護・継承を目的として整備される施設とする

3 都市・地域再生等占有主体

『平取町長』（準則第二十二第4項第一号「第六に掲げる占有主体」（国又は地方公共団体））



平成		年度施行	
工 事 名			
図面種別		図面番号	
縮 尺	1:5000		
室 蘭 開 発 建 設 部			